



ソフトウェアJIS規格適合性評価サービス説明資料

－ JIS X 25051適合性評価サービス－

株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

Contents

1. 日立ソリューションズ・クリエイトの取り組み
2. JIS X 25051準拠によるメリット
3. ソフトウェアJIS認証制度の仕組み
4. 本サービスの前提
5. JIS X 25051適合性評価サービスの内容

- ◆ 2015年から、JIS X 25051に準拠したPSQ-Standard認証のPSQ評価機関として参画
- ◆ 2015年以降、4社18製品のPSQ-Standard認証評価実績あり
- ◆ 2021年10月、JNLA（産業標準化法試験事業者登録制度）認定（電磁的記録分野における試験事業者認定としては国内第一号）
- ◆ 2021年10月、PSQ-Premium認証のPSQ評価機関としてSAJ（一般社団法人ソフトウェア協会）から認定
- ◆ JIS認証に必須である、JIS X 25051適合性評価機関として事業範囲を拡大中
- ◆ アルプスアルパイン株式会社殿のJIS認証取得に向けJNLAの電磁的記録分野の第一号機関として担当

2. JIS X 25051準拠によるメリット

JIS X25051準拠によるメリットは以下のとおり

◆ 利用者や市場への品質説明力強化

- ✓ 日本工業規格（**JIS X 25051**）をフレームワークとした製品品質に対して、本格的に取り組んでいる企業であるとアピールできます。
- ✓ カタログやマニュアルなどの品質に対し「利用者の目線」で認証を行うため、利用者（購入予定者）が安心して製品を購入できます。

◆ ソフトウェアJISマーク付与

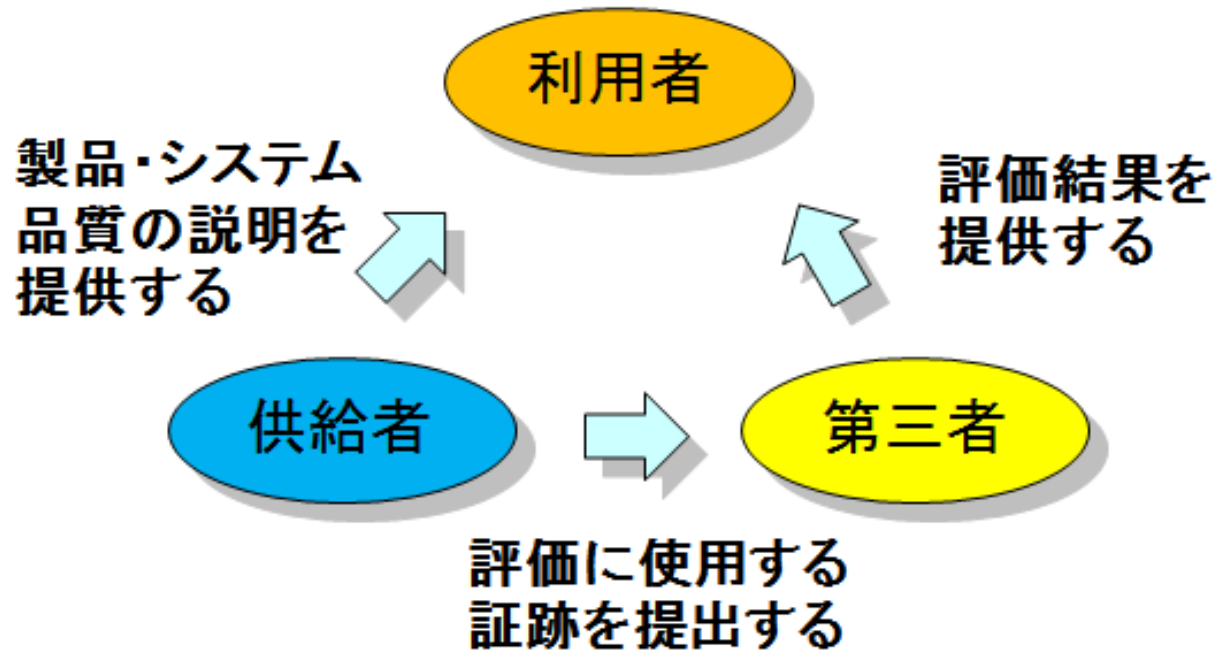
- ✓ ソフトウェア製品及びサービスにJISマーク付与を要望される企業は、JNLA※認定試験所の製品試験（委託試験）、及びJIS X 25051適合性評価を受けてJISマークを付与することで、第三者評価を受けたソフトウェアであることが証明できます。

※Japan National Laboratory Accreditation systemの略称、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC17025）の要求事項に適合しているか審査を行い試験事業者を登録する制度

◆ ソフトウェア製品の本質的な品質向上

- ✓ 第三者機関による評価は以下のメリットに繋がり、本質的な品質向上が図れ、競合他社製品に対して優位性を確保できます。
 - ・社内における品質基準の標準化実現
 - ・品質管理プロセスの制定
 - ・社員の品質意識向上

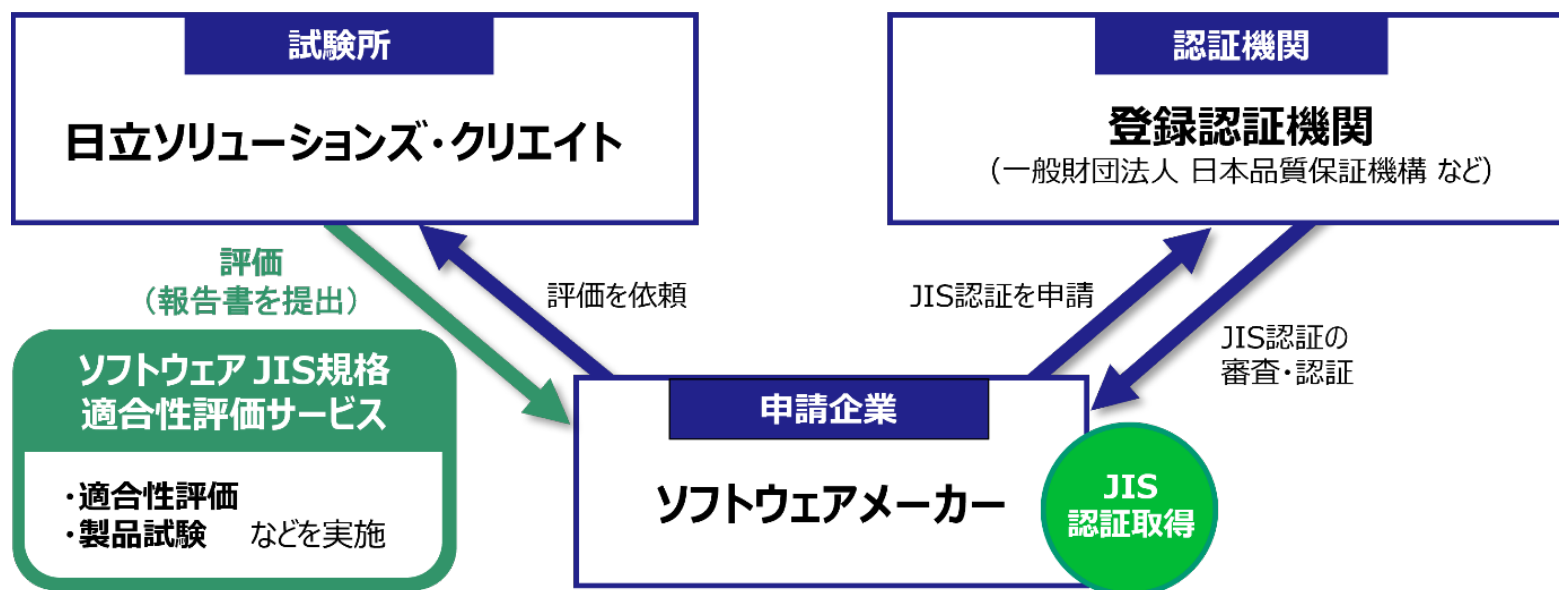
ソフトウェア品質説明力強化



ソフトウェアが重要な機能の実現に関わる製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性や安全性等に関する品質について、供給者が示す利用者に対する説明が適切であることを、第三者が基準に照らして評価し、利用者にその結果をわかりやすく提供することを基本的な考え方にする。（※「製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性・安全性等に関する品質説明力強化のための制度構築ガイドライン」より）

3. ソフトウェアJIS認証制度の仕組み

当社は、独立行政法人製品評価技術基盤機構により認定された独立評価機関として、JIS認証申請企業に対してJIS X 25051に準拠された製品であるか試験を実施し評価します。



- JNLA認定事業者として、公平性のあるJIS X 25051適合性評価の実施及び、以下を遵守する。
 - ① 公正であること並びに当社及び、当社の評価者が、評価対象の製品関係者から、評価に影響し得る不当な営利的、財政又はその他の圧力を受けない。
 - ② 評価作業に関する判断の独立性及び誠実性に対する信用を傷つけるおそれのある活動に従事しない。
- 当社のサービスは、JIS X 25051への適合性を評価し、証明するものであり、製品の品質保証活動は従来通り、製造物責任、製品・サービス提供事業者の責任の下、実施されることとする。
- 当社におけるJIS X 25051の文書審査は、PSQ評価基準を採用するため、PSQ様式3、4、5、21-1、21-2、21-3の作成・提出を前提とする。

PSQ-Standard認証企業においては、PSQ様式1-2、PSQ評価報告書の提出も併せて前提とする。
(PSQ-Standard認証企業は、文書審査工数を一部減免する)
- 文書審査の不適合に関しては、本契約期間の中で、不適合が無くなるまで、お客さまにて対応することを前提とする。不適合が無くならない場合は、不適合対応後、別契約にて、再度評価するものとする。
- 委託試験も同様に、不適合が発生した場合は、本契約期間の中で、不適合が無くなるまで、お客さまにて対応することを前提とする。不適合が無くならない場合は、不適合対応後、別契約にて、再試験するものとする。
- データ及び機器持ち出しに関するセキュリティを考慮し、施設・設備・機器はお客さまにて準備していただくことを前提とする。（当社で準備する場合の経費は、お客さまに負担いただきます。）

(1) 箇条5.1 製品説明に対する要求事項の評価

<製品品質>

主にカタログ、サービス仕様書などの製品説明資料をインプットとし、PSQ様式3、5-1に記載されている基準を満たしているか評価します。

<利用時品質>

主にカタログ、マニュアルなどの製品説明資料をインプットとし、PSQ様式21-3に記載されている基準を満たしているか評価します。

<主な評価基準>

- 入手／参照のしやすさ、利用のしやすさ
- 利用者の要求に対するソフトウェアの整合性を判断できる情報を含んでいるか
- 製品の特徴、機能、性能、制約などの情報が明確かつ正確に記載されているか

<インプット資料>

インプット資料は、お客さまにて準備及び、当社への提示をお願いします。

(2) 箇条5.2 利用者用文書に対する要求事項の評価

<製品品質>

主にマニュアル、サービス仕様書などの利用者用文書をインプットとし、PSQ様式3、5-2に記載されている基準を満たしているか文書評価します。

<利用時品質>

主にマニュアルなどの利用者用文書をインプットとし、PSQ様式21-3に記載されている基準を満たしているか文書評価します。

<主な評価基準>

- 利用する上で必要な情報が正しく記載されているか
- 製品説明と矛盾や不一致がないか
- 想定している利用者にとって理解しやすいか

<インプット資料>

インプット資料は、お客さまにて準備及び、当社への提示をお願いします。

(3) 箇条5.3 ソフトウェアに対する品質要求事項の評価

<製品品質、利用時品質>

主に試験文書、製品状況、必要に応じて試験結果（エビデンス）をインプットとし、PSQ様式4、5-3、21-1、21-2に記載されている基準を満たしているか文書評価します。

<主な評価基準>

- 製品説明や利用者用文書に記載されている製品の機能が正しく実装されていることが、試験によって確認されているか
- 製品の性能や使いやすさなどが試験によって確認されているか
- 試験を実施した結果や合否判定が具体的かつ明確に記載されているか

<インプット資料>

インプット資料は、お客さまにて準備及び、当社への提示をお願いします。

(4) 委託試験

<製品品質>

当社にて、JIS X 25051第6章に準拠した、試験文書類を作成し、製品品質に関しては、チェックリスト・シナリオを用いて、機能及び、非機能要求の試験を実施します。

試験手順は、当社作成の試験所活動プロセスに従い実施します。

<利用時品質>

当社にて、JIS X 25051第6章に準拠した、試験文書類を作成し、利用時品質に関しては、シナリオ、マニュアルベーステストを用いて、利用時品質要求の試験を実施します。

試験手順は、当社作成の試験所活動プロセスに従い実施します。

<主な評価基準>

- 当社作成のチェックリスト実行の結果、不具合が0件であること
- 不具合が発生した場合、当該評価期間で、修正対応及び、当社における修正確認が完了し、最終的に不具合が0件になること

* 不具合発生時は、JIS X 25051第6章に準拠した不具合報告書を作成します。

<アウトプット>

- 試験計画書、試験実施報告書、不具合報告書

(5) JIS X 25051適合性評価

＜総合評価＞

当社にて、JIS X 25051第7章に準拠した、適合性評価報告書を作成します。

＜適合性評価プロセス＞

本契約期間内で、文書評価結果＋委託試験結果にて、JIS X 25051への適合性を評価します。

＜主な評価基準＞

- 文書評価の結果、JIS X 25051第5章の実施すべき全ての要求事項に適合すること
(不適合：0件)
- 委託試験の結果、不具合が0件の状態であること（不具合：0件）

＜アウトプット＞

- 適合性評価報告書

(7) JIS X 25051適合性評価の継続調査

本サービスの適合性評価は、対象製品にのみ適用され、メジャーバージョンアップやJIS認証の更新時は、再評価が必要です。

■サービス・製品の仕様に対する表示

本資料に記載しているサービス・製品の仕様は、2022年7月現在のものです。

サービス・製品の改良などにより予告なく記載されている仕様が変更になることがあります。

■お問い合わせ情報について

ご相談・ご依頼いただいた内容は回答などのため、

当社の関連会社（日立ソリューションズグループ会社）および

株式会社日立製作所に提供（共同利用も含む）することがあります。

取り扱いには十分注意し、お客さまの許可なく他の目的に使用することはありません。

株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

Webでのお問い合わせ

www.hitachi-solutions-create.co.jp/inq.html

お問い合わせページより、商品・サービスをお選びください。

メールでのお問い合わせ

hsc-contact@mlc.hitachi-solutions.com

HITACHI
Inspire the Next